

# 内視鏡的粘膜切除術/内視鏡的粘膜下層剥離術 (EMR/ESD) 研究会 会則

## 第1章 総則

本会は「内視鏡的粘膜切除術/内視鏡的粘膜下層剥離術(EMR/ESD)研究会」と称する。

## 第2章 目的

本会は、近年早期癌の発見数の増加にともない、そのもっとも有力な治療法である内視鏡的粘膜切除術/内視鏡的粘膜下層剥離術 (EMR/ESD) の重要性が高まっている中で、拾い上げ診断から、深達度診断、適応、標準的手技、新しい手技、器械やスコープの開発、治療成績、手術を追加する症例の選択、再発例の検討など、内視鏡的粘膜切除術・内視鏡的粘膜下層剥離術の多岐にわたる項目に詳細な検討を加え、手技の向上および普及をはかり、以って医療の向上に貢献することを目的とする。

## 第3章 事業

本会は第2章の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1)研究会の開催
- (2)国内関係学会との交流ならびに国際交流
- (3)その他本会発展のために必要な事業

## 第4章 会員

本会は、第2章の目的に賛同する医師・その他の医療従事者および研究者により構成される。

## 第5章 会費

本会の経費は会費・その他の収入を以って当てる。研究会の開催に際し、参加者から会場費を徴収する。

## 第6章 会計監事

本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、会計監事の監査を経て世話人会の承認を受けるものとする。

## 第7章 幹事

本会には、代表世話人、世話人及び顧問を置く。

## 第8章 会の運営

本会の運営のため世話人会を置き、その運営を協議し決定する。

## 第9章 事務局

本会の事務局を昭和大学横浜市北部病院消化器センター内に置く。

## 第10章 その他

本会の運営、会則の変更など検討事項が発生した場合は、世話人会で協議のうえ対応する。

## 第11章 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第12章 会則

本会則は2002年（平成14年）10月1日より施行する。